

議案第18号

養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年養父市条例第276号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案								現 行						
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表						
階級	勤務年数							階級	勤務年数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満			10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 <u>1,079</u>	団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>	副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>	分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>	副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>	部長及び 班長	204	283	358	438	564	734

改 正 案								現 行						
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>	団員	200	264	334	409	519	689

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。